

## 9. 介護サービス指導者等養成研修等事業の実施について

### (1) 介護サービス指導者等養成研修事業について

本事業は、平成22年度より、介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等を養成し、質の高い介護サービスの全国展開に資することを目的とし、以下の事業を実施しているところである。

本事業は民間団体へ委託することにより国が実施することとしているが、平成24年度の実施については、改めて連絡することとしているのでご了解いただくとともに、研修への積極的な参加をお願いしたい。

なお、従来実施していた介護サービス適正実施指導事業は、平成21年度の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「地方に移管」との評価結果が出されたことを踏まえ、当該事業を地方に移管等のうえ国庫補助を廃止したところであるが、都道府県におかれては、介護相談員養成研修等事業等地方に移管された事業について、その重要性に鑑み、引き続き事業を継続されるよう、特段の配慮をお願いする。

#### 〈介護サービス指導者等養成研修等事業〉

- ア 介護相談員指導者養成研修事業（高齢者支援課）
- イ ユニットケア指導者養成研修事業（高齢者支援課）
- ウ 地域包括ケア推進指導者養成事業（振興課）
- エ 介護支援専門員研修改善事業（振興課）

### (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業

平成23年度の都道府県研修については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について（平成23年10月6日老健局長通知）の別紙による実施要綱により、介護保険事業費補助金において実施してきたところである。

平成24年度以降については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正の施行に伴い、社会・援護局において、セーフティネット支援対策等事業費補助金（平成24年度予算案）により実施する予定であるのでご留意願いたい。また、指導者講習についても、本年度同様、国が実施主体となって開催する予定であり、追って社会・援護局より開催案内等について連絡する予定であるのでご留意願いたい。

なお、平成23年度の都道府県研修が年度内未修了者については、都道府県において平成23年度内に修了した研修内容の証明を行うことにより、引き続き、未修了分について上記セーフティネット支援対策等事業費補助金の研修受講対象者となり得る予定であるので、ご留意願いたい。